

定額給付金の申請手続きをお願いします！

市では、景気後退下での住民不安に対処するため、家計への生活支援と地域の経済対策に資するよう、国の補助を得て『定額給付金』を給付します。

申請書は、4月上旬に平成21年2月1日現在での世帯主の方(外国人の方は個人)に郵送します。郵送する申請書には、申請にあたっての留意事項、記載例などが同封されていますので、それらを参考に申請をお願いします。

給付対象者と受給できる方は・・・

給付対象者

平成21年2月1日現在(基準日)で、次のいずれかに該当する方です。

住民基本台帳に記録されている方

外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者及び短期滞在者は対象外)

受給できる方(受給権者)

定額給付金の申請・受給ができる方は世帯主です。外国人の方は、それぞれの個人が申請・受給します。

寝たきりなど一定の条件に該当する場合は、代理申請も可能です。

申請期間は・・・

平成21年4月13日(月)～10月13日(火)の6か月間です。

申請期限までに申請がない場合は、定額給付金を辞退したものとします。

市が受取希望口座に振込手続後、記載間違い等の理由により振込が完了せず、申請期限までに市が申請者に連絡・確認ができない場合には、当該申請が取下げられたものとみなします。

給付額は・・・

- 18歳以下(平成2年2月2日から平成21年2月1日の間に生まれた方)……………1人 20,000円
- 65歳以上(昭和19年2月2日以前生まれの方)……………1人 20,000円
- 上記以外の方……………1人 12,000円

定額給付金の申請から振込までのイメージ



申請、受給の方法は・・・

定額給付金の申請・受給手続は、原則として郵送返送方式により行いますが、市民課窓口での受付も行います。

- 窓口申請を希望する場合は、
国分寺、石橋、南河内庁舎の各市民課窓口へ
定額給付金は、希望する金融機関の口座に振り込みます。

定額給付金は申請受付後、おおむね1か月～2か月で振り込みます。具体的な振込日は「交付決定通知書兼振込予定通知書」でお知らせします。

口座をもっていないなどのやむを得ない理由がある場合に限り、現金による窓口給付を行います。窓口での現金給付は、口座振込に比べ時間がかかりますので、極力、口座振込をお願いします。現金給付の窓口は、交付決定通知書でお知らせします。